

用地調査等共通仕様書（農地編）

用地調査等共通仕様書（農地編）（平成2年12月）の一部を改正する。

改正前	
用地調査等共通仕様書（農地編）	
第1章 総則	
(業務従事者及び担当技術者)	
第8条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。	
2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に担当技術者通知書（様式第24号）により発注者に通知しなければならない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。	
3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。	
(用地調査等業務の区分)	
第10条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。	
(1) 用地測量は、測量法第33条の規定に基づく静岡県公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。	
(2) 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。（第13章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）	
表1 建物区分	
区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物
(注) 建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって建物の効用を全うするために設けられている、又は建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次の各号に掲げるものをいう。 ア 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等）	

改正後	
用地調査等共通仕様書（農地編）	
第1章 総則	
(業務従事者及び担当技術者)	
第8条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。	
2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に担当技術者通知書（様式第18号）により発注者に通知しなければならない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。	
3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。	
(用地調査等業務の区分)	
第10条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。	
(1) 用地測量は、測量法第33条の規定に基づく静岡県公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。	
(2) 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。（第13章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）	
表1 建物区分	
区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物
(注) 建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって建物の効用を全うするために設けられている、又は建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次の各号に掲げるものをいう。 ア 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等）	

イ 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）

ウ ガス設備

エ 給・排水設備、衛生設備

オ 空調（冷暖房・換気）設備

カ 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）

キ 排煙設備

ク 汚物処理設備

ケ 煙突

コ 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）

サ 避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。

(3) 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表2 工作物区分

区 分	判 断 基 準
機 械 設 備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生 産 設 備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取り扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附 帯 工 作 物	表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、圍障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台（柱）、池等
庭 園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的景観が形成されているものをいう。
墳 墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

(4) 立竹木は、表3により庭木等、用材林立木、薪炭林立木、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）、立毛（農作物）及びその他の立木に区分する。

イ 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）

ウ ガス設備

エ 給・排水設備、衛生設備

オ 空調（冷暖房・換気）設備

カ 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）

キ 排煙設備

ク 汚物処理設備

ケ 煙突

コ 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）

サ 避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。

(3) 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表2 工作物区分

区 分	判 断 基 準
機 械 設 備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生 産 設 備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取り扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附 帯 工 作 物	表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、圍障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台（柱）、池等
庭 園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的景観が形成されているものをいう。
墳 墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

(4) 立竹木は、表3により庭木等、用材林立木、薪炭林立木、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）、立毛（農作物）及びその他の立木に区分する。

表3 立竹木区分

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、<u>株物類</u>、<u>玉物類</u>、<u>生垣用木</u>、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>①高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>③玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>④生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>①木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>②草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>①日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものは除く。</p> <p>②西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑は保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、柵の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>G そ の 他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。</p>
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれら

表3 立竹木区分

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、<u>株物</u>、<u>玉物</u>、<u>生垣</u>、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>①高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>③玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>④生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>①木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>②草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>①日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものは除く。</p> <p>②西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑は保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、柵の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>G そ の 他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。</p>
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれら

	の効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹	A 果 樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
立毛(農作物)	水稻、陸稲、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

第2章 用地調査等業務の基本的処理方法  
第1節 用地調査等業務の実施手続

(打合せ等)

**第14条** 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、業務代理人等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式第28号）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 用地調査等業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、業務代理人等と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 業務代理人等は、設計図書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
- 4 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

(監督員の指示等)

**第17条** 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせうえて、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

- 2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。
- 3 監督員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示書（様式第25号）（以下「指示票」という。）により行うものとする。
- 4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書（様式第26号）により行うものとする。
- 5 第2項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書（様式第27号）により行うものとする。

	の効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹	A 果 樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
立毛(農作物)	水稻、陸稲、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

第2章 用地調査等業務の基本的処理方法  
第1節 用地調査等業務の実施手続

(打合せ等)

**第14条** 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、業務代理人等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式第22号）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 用地調査等業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、業務代理人等と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 業務代理人等は、設計図書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
- 4 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

(監督員の指示等)

**第17条** 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせうえて、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

- 2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。
- 3 監督員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示書（様式第19号）（以下「指示票」という。）により行うものとする。
- 4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書（様式第20号）により行うものとする。
- 5 第2項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書（様式第21号）により行うものとする。



(監督員への進捗状況の報告)

**第23条** 受注者は、業務を実施した場合、用地調査等業務日報(様式第6号)を作成して監督員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、監督員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、前項の進捗状況の報告に業務代理人等を立ち合わせるものとする。

(成果物)

**第25条** 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- (1) 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
  - (2) 表紙には、契約件名、年度(又は履行期限の年月)、発注者及び受注者の名称を記載する。
  - (3) 目次及びページを付す。
  - (4) 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。
- 2 この仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。
- 3 提出する成果物は、別に定める成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正1部及び副2部とする。
- 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を約款第40条第2項に定める瑕疵担保の期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

## 第2節 数量等の処理

(建物等の計測)

**第37条** 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
- 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
  - (1) 幹周、胸高直径は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
  - (2) 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、生垣及び特殊樹については、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
- 5 芝類、地被類、ツル性類、竹林及び立毛(農作物)が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。

## 第3章 権利調査

### 第2節 調査書等の作成

(調査書の作成)

**第50条** 第44条から第47条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式第7号の1)、土地調査表(様式第7号の2)、建物の登記記録調査表(様式第8号の1、第8号の2)、権利者調査表(様式第9号の1、第9号の2)に所定の事項を記載するものとする。

- 2 前項の各調査書の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 墓地管理者等の調査表は、第47条の調査結果を基に改葬及び祭料要領により作成するものとする。

(監督員への進捗状況の報告)

**第23条** 受注者は、約款第15条の規定に基づき、履行報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、監督員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、前項の進捗状況の報告に業務代理人等を立ち合わせるものとする。

(成果物)

**第25条** 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- (1) 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
  - (2) 表紙には、契約件名、年度(又は履行期限の年月)、発注者及び受注者の名称を記載する。
  - (3) 目次及びページを付す。
  - (4) 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。
- 2 この仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。
- 3 提出する成果物は、別に定める成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正1部及び副2部とする。
- 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を約款第46条の5に定める契約不適合責任期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

## 第2節 数量等の処理

(建物等の計測)

**第37条** 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
- 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
  - (1) 幹周、胸高直径は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
  - (2) 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
- 5 芝類、地被類、ツル性類、竹林及び立毛(農作物)が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。

## 第3章 権利調査

### 第2節 調査書等の作成

(調査書の作成)

**第50条** 第44条から第47条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式第6号の1)、土地調査表(様式第6号の2)、建物の登記記録調査表(様式第7号の1、第7号の2)、権利者調査表(様式第8号の1、第8号の2)に所定の事項を記載するものとする。

- 2 前項の各調査書の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 墓地管理者等の調査表は、第47条の調査結果を基に改葬及び祭料要領により作成するものとする。

4 土地利用履歴等の調査表は、第48条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

#### 第4章 用地測量 第1節 境界確認

(境界立会い)

**第57条** 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

- (1) 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。
  - (2) 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
  - (3) 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鉋（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。
  - (4) 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。
- 2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会い確認書（様式第11号）に確認のための署名押印を求めるものとする。ただし、静岡地方務局の指定する立会い証明書又はこれに準ずる書面を使用するものとする。
- 3 第1項の境界点立会いにおいて、次の各号のいずれかに該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- (1) 関連する権利者全員の同意が得られないもの
  - (2) 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
  - (3) 必要な境界点を確定するために調査区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

#### 第2節 境界測量 第3節 面積計算の範囲 第4節 用地実測図等の作成

#### (第5節 追加)

#### 第6章 建物等の調査 第3節 算定

4 土地利用履歴等の調査表は、第48条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

#### 第4章 用地測量 第1節 境界確認

(境界立会い)

**第57条** 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

- (1) 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。
  - (2) 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
  - (3) 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鉋（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。
  - (4) 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。
- 2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会い確認書（様式第9号）に確認のための署名押印を求めるものとする。ただし、静岡地方務局の指定する立会い証明書又はこれに準ずる書面を使用するものとする。
- 3 第1項の境界点立会いにおいて、次の各号のいずれかに該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- (1) 関連する権利者全員の同意が得られないもの
  - (2) 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
  - (3) 必要な境界点を確定するために調査区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

#### 第2節 境界測量 第3節 面積計算の範囲 第4節 用地実測図等の作成

#### 第5節 関係官公庁への手続き等

(関係官公庁への手続き等)

**第63条の2** 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

**2** 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

**3** 受注者は、測量法第14条（実施の公示）、第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第36条（計画書についての助言）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。なお、静岡県公共測量作業規程に基づく測量成果の検定は、原則行わない。

#### 第6章 建物等の調査 第3節 算定

(照応建物の詳細設計)

第100条 第95条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第95条第1項の検討を行った場合は、監督員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第95条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表 (様式第15号の1、第15号の2)
- (2) 面積比較表 (様式第15号の4)

## 第7章 営業その他の調査

### 第1節 調査

(営業に関する調査)

第108条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要となる次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 営業主体に関するもの
  - ア 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
  - イ 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
  - ウ 資本金の額
  - エ 法人の組織(支店等及び子会社)
  - オ 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
  - カ 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係
- (2) 業務内容に関するもの
  - ア 業種
  - イ 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
  - ウ 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先(得意先)
  - エ 品目等別の売上構成
  - オ 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。
- (3) 収益及び経費に関するもの

営業調査表(様式第16号の1から第16号の4)の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

- ア 直近3か年の事業年度の確定申告書(控)写であって、税務署受付印のあるもの
  - イ 直近3か年の事業年度の損益計算書写及び貸借対照表写
  - ウ 直近1年の事業年度の総勘定元帳写及び固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年。
  - エ 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年
    - (ア) 正規の簿記の場合
      - 売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳
    - (イ) 簡易簿記の場合
      - 現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳
- (4) その他補償額の算定に必要となるもの
- 2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。
- 3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督員に報告するものとする。

(照応建物の詳細設計)

第100条 第95条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第95条第1項の検討を行った場合は、監督員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第95条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表 (様式第10号の1、第10号の2)
- (2) 面積比較表 (様式第10号の4)

## 第7章 営業その他の調査

### 第1節 調査

(営業に関する調査)

第108条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要となる次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 営業主体に関するもの
  - ア 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
  - イ 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
  - ウ 資本金の額
  - エ 法人の組織(支店等及び子会社)
  - オ 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
  - カ 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係
- (2) 業務内容に関するもの
  - ア 業種
  - イ 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
  - ウ 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先(得意先)
  - エ 品目等別の売上構成
  - オ 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。
- (3) 収益及び経費に関するもの

営業調査表(様式第11号の1から第11号の4)の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

- ア 直近3か年の事業年度の確定申告書(控)写であって、税務署受付印のあるもの
  - イ 直近3か年の事業年度の損益計算書写及び貸借対照表写
  - ウ 直近1年の事業年度の総勘定元帳写及び固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年。
  - エ 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年
    - (ア) 正規の簿記の場合
      - 売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳
    - (イ) 簡易簿記の場合
      - 現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳
- (4) その他補償額の算定に必要となるもの
- 2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。
- 3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督員に報告するものとする。
- (1) 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準

- (1) 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
  - (2) 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
  - (3) 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料
- 4 前3項の調査に当たっては、別記4 営業調査算定要領により行うものとする。

## 第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

- 第111条** 営業に関する調査書は、第108条の調査結果を基に営業調査表（[様式第16号の1](#)から[第16号の4](#)）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。
- 2 居住者等に関する調査書は、第109条の調査結果を基に居住者調査表（[様式第17号の1](#)、[第17号の2](#)）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。
  - 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

## 第8章 消費税等調査

(調査)

**第114条** 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- (1) 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- (2) 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- (3) 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- (4) 消費税簡易課税制度選択届出書
- (5) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- (6) 消費税課税事業者選択届出書
- (7) 消費税課税事業者選択不適用届出書
- (8) 消費税課税事業者届出書
- (9) 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- (10) 法人設立届出書
- (11) 個人事業の開廃業等届出書
- (12) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- (13) 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- (14) 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- (15) 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- (16) その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

**第115条** 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いの改正について」[（平成26年3月12日中央用地対策連絡協議会事務局長通知）](#)）

- (2) 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
  - (3) 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料
- 4 前3項の調査に当たっては、別記4 営業調査算定要領により行うものとする。

## 第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

- 第111条** 営業に関する調査書は、第108条の調査結果を基に営業調査表（[様式第11号の1](#)から[第11号の4](#)）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。
- 2 居住者等に関する調査書は、第109条の調査結果を基に居住者調査表（[様式第12号の1](#)、[第12号の2](#)）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。
  - 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

## 第8章 消費税等調査

(調査)

**第114条** 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- (1) 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- (2) 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- (3) 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- (4) 消費税簡易課税制度選択届出書
- (5) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- (6) 消費税課税事業者選択届出書
- (7) 消費税課税事業者選択不適用届出書
- (8) 消費税課税事業者届出書
- (9) 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- (10) 法人設立届出書
- (11) 個人事業の開廃業等届出書
- (12) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- (13) 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- (14) 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- (15) 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- (16) [高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書](#)
- (17) その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

**第115条** 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いの改正について」[（令和元年9月20日中央用地対策連絡協議会事務局長通知）](#)）



別添－5参考)により、補償の要否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表(様式第19号)を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

## 第9章 予備調査 第1節 調査

(予備調査)

第116条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該大規模工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画(レイアウト)案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第117条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 名称、所在地及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織
- (4) 他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (5) 財務状況
- (6) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先(得意先)
- (7) 製品等の製造、加工又は販売等の工程(図式化したもの)
- (8) その他移転計画案の検討に必要と認められる事項

(敷地使用実態の調査)

第118条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途(使用実態)
- (4) 敷地内の使用状況等
  - ア 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
  - イ 駐車場の位置及び収容可能台数
  - ウ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
  - エ 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- (6) その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

別添－5参考)により、補償の要否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表(様式第13号)を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

## 第9章 予備調査 第1節 調査

(予備調査)

第116条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲又は基準第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第117条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先(得意先)
- (6) 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)
- (7) 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転計画案の検討に必要と認められる事項

(敷地使用実態の調査)

第118条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途(使用実態)
- (4) 敷地内の使用状況等
  - ア 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
  - イ 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
  - ウ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
  - エ 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 前条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)と建物等の配置との関係
- (6) その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

**第119条** 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第73条から第75条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

(機械設備等調査)

**第120条** 予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。

- 2 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

2 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

(3 追加)

## 第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

**第121条** 企業内容等の調査書は、第117条の調査結果を基に企業概要書 (様式第20号の1) を用いて、作成するものとする。

(配置図)

**第122条** 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第118条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- (1) 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置 (又は配置)
- (2) 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- (3) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1

(移転計画案の作成)

**第124条** 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第117条から第120条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- (2) 建物、機械設備等の移転計画
- (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- (4) 建物、機械設備等の移転工程表
- (5) 移転計画図 (縮尺500分の1又は1,000分の1)
- (6) 移転工法 (計画) 案検討概要書 (様式第20号の2)
- (7) 移転工法 (計画) 各案の比較表 (様式第20号の3)

**第119条** 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第72条から第74条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

(機械設備等調査)

**第120条** 予備調査に係る機械設備等 (生産設備及び附帯工作物を含む。)の調査は、第114条及び第115条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第98条から第100条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名 (種類)、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。

3 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

## 第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

**第121条** 企業内容等の調査書は、第117条の調査結果を基に企業概要書 (様式第14号の1) を用いて、作成するものとする。

(配置図)

**第122条** 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第118条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- (1) 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置 (又は配置)
- (2) 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- (3) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1

(移転計画案の作成)

**第124条** 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第117条から第120条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造 (加工) 工程又は商品等の流れ (図式化したもの)の変更計画
- (2) 建物 (残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
- (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- (4) 建物、機械設備等の移転工程表
- (5) 移転計画図 (縮尺500分の1又は1,000分の1)
- (6) 移転工法 (計画) 案検討概要書 (様式第14号の2)
- (7) 移転工法 (計画) 各案の比較表 (様式第14号の3)

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は前条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表 (様式第15号の1、第15号の2)
- (2) 面積比較表 (様式第15号の4)
- (3) 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表 (様式第15号の3)

## 第10章 移転工法案の検討

### 第1節 調査

(移転工法案の検討)

**第126条** 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地（土地）に存在する建物等の機能の全部又は一部を構内（残地）において回復するための通常妥当とする移転工法等の案を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

**第127条** 大規模工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第121条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- (1) 名称、所在地及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の品目
- (3) 所有者又は占有者の組織
- (4) 他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場との関係
- (5) 財務状況
- (6) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (7) 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- (8) その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

**第128条** 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第118条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等
  - ア 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
  - イ 駐車場の位置及び収容可能台数
  - ウ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
  - エ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- (6) その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表 (様式第10号の1、第10号の2)
- (2) 面積比較表 (様式第10号の4)
- (3) 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表 (様式第10号の3)

## 第10章 移転工法案の検討

### 第1節 調査

(移転工法案の検討)

**第126条** 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

**第127条** 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第121条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転工法案の検討に必要と認められる事項

(敷地使用実態の調査)

**第128条** 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第118条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等
  - ア 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
  - イ 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
  - ウ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
  - エ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 次のいずれかにおける建物等の配置との関係
  - ア 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
  - イ 第114条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
  - ウ 第105条第2号(2)の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

## 第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第129条 企業内容等の調査書は、第127条の調査結果を基に企業概要書（様式第20号の1）を用いて、作成するものとする。

### （第129条の2 追加）

(移転工法案の作成)

第130条 大規模工場等の移転工法案は、第71条から第79条まで、第81条、第127条及び第128条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
  - (2) 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
  - (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
  - (4) 建物、機械設備等の移転工程表
  - (5) 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
  - (6) 移転工法（計画）案検討概要書（様式第20号の2）
  - (7) 移転工法（計画）各案の比較表（様式第20号の3）
- 2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定再建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。
- (1) 照応建物についての計画概要表（様式第15号の1、第15号の2）
  - (2) 面積比較表（様式第15号の4）
  - (3) 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第15号の3）

(再算定の方法)

第133条 建物等の補償額の再算定は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び補償額の算定方法により行うものとする。

- (1) 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、基準細則又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。

- (6) その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

## 第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第129条 企業内容等の調査書は、第127条の調査結果を基に企業概要書（様式第14号の1）を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第129条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第125条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- (1) 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- (2) 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- (3) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

(移転工法案の作成)

第130条 大規模工場等の移転工法案は、第71条から第79条まで、第81条、第127条及び第128条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）変更計画
  - (2) 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
  - (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
  - (4) 建物、機械設備等の移転工程表
  - (5) 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
  - (6) 移転工法（計画）案検討概要書（様式第14号の2）
  - (7) 移転工法（計画）各案の比較表（様式第14号の3）
- 2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定再建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。
- (1) 照応建物についての計画概要表（様式第10号の1、第10号の2）
  - (2) 面積比較表（様式第10号の4）
  - (3) 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第10号の3）

## 第11章 再算定業務

(再算定の方法)

第133条 建物等の補償額の再算定は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、従前の補償額の算定方法により行うものとする。

- (1) 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、基準細則又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。



(2) 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督員の指示による

## 第12章 補償説明

(記録簿の作成)

**第138条** 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第21号）に記載するものとする。

## 第13章 地盤変動影響調査等

### 第2節 算定

(記録簿の作成)

**第148条** 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第21号）に記載するものとする。

## 第14章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書の作成)

**第151条** 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。

(事前相談用資料の作成方法)

**第156条** 事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

(2) 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督員の指示による

## 第12章 補償説明

(記録簿の作成)

**第138条** 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第15号）に記載するものとする。

## 第13章 地盤変動影響調査等

### 第2節 算定

(記録簿の作成)

**第148条** 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第15号）に記載するものとする。

## 第14章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書の作成)

**第151条** 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

- (1) 相談用資料作成  
起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの
- (2) 申請図書作成  
起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

(相談用資料の作成方法)

**第156条** 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

- (1) 事業認定申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書（案）

(事前相談用資料の提出)

**第157条** 受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに監督員に当該資料を提出するものとする。

(本申請図書の作成)

**第158条** 事業認定機関との事前相談の完了に伴う本申請図書の作成は、監督員の指示により事前相談用資料を修正し、又は補足資料を整備して行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

**第159条** 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

**第160条** 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(裁決申請図書の作成方法)

**第161条** 裁決申請図書は、法第40条及び規則第16条並びに第17条に定めるところに従うほか、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

(明渡裁決申立図書の作成)

(4) 法第4条地の調査及び管理者の意見書(案)

(5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書(案)

(6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書(案)

(7) その他必要な書面等

(相談用資料の添付図面の作成方法)

**第157条** 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第142条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

(1) 起業地表示図

(2) 法第4条地表示図

(3) 関連事業表示図

(4) 法第4条地管理者意見照会添付図

(5) 起業地計画図等

(6) 法令制限地表示図

(7) 許認可等土地表示図

(8) 参考資料として必要な図面

(9) その他必要と認められる図面

(申請図書の作成)

**第158条** 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

**第159条** 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

**第160条** 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(裁決申請図書の作成方法)

**第161条** 裁決申請図書は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

(1) 裁決申請書(案)

(2) 事業計画書

(3) 法第40条第1項第2号関係書類

(4) 規則第17条第2号イに定める書面

(5) 規則第17条第3号に定める書面

(6) 法第36条に定める土地調書(案)

(7) 起業地の位置を表示する図面

(8) 起業地及び事業計画を表示する図面

(9) 土地調書に添付する実測平面図

(10) その他必要と認められる書面及び図面

(明渡裁決申立図書の作成)

**第162条** 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

**第164条** 明渡裁決申立図書は、法第47条の3及び規則第17条の6並びに第17条の7に定めるところに従うほか、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

(第15章 追加)

第15章 土地調書及び物件調書の作成等

**第162条** 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

**第164条** 明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- (1) 明渡裁決申立書(案)
- (2) 法第47条の3第1項第1号関係書類
- (3) 規則第17条の6第1号に定める書面
- (4) 規則第17条の6第2号に定める書面
- (5) 法第36条に定める物件調書(案)
- (6) 物件調書に添付する図面
- (7) その他必要と認められる書面及び図面

第15章 管理担当課への引継図書の作成

(公図等の転写)

**第165条** 公図等の転写は、第42条を準用して作成するものとする。

(公図等転写連続図作成)

**第166条** 転写した地図は、転写連続図を作成し、次の事項を記入するものとする。

- (1) 土地の取得等の線
- (2) 第164条第3号で調査した登記名義人の氏名等
- (3) 管轄登記所、転写年月日及び転写を行った者の氏名

(土地の登記記録調査)

**第167条** 土地の登記記録調査は、第162条で作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に関わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1) 土地の所在及び地番
- (2) 地目及び地積
- (3) 登記名義人の氏名等及び住所等
- (4) 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (5) その他必要と認める事項

(実測平面図等の整理)

**第168条** 受注者は、前条による調査をもとに、発注者が支給する用地実測図等に地番、地積等監督員の指示する事項を記入し整理するものとする。

(土地買取調書の作成)

**第169条** 受注者は、第164条により調査した事項を、土地買取調書(様式第23号)に記載するものとする。なお、土地買取調書の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

第16章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第165条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第22号）及び物件調書（様式第23号）を作成するものとする。

第16章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第166条

別紙

成果物一覧表

- 1 成果物の一覧は、次のとおりとする。特記仕様書に特段の定めをした場合は、それに定める成果物を提出するものとする。
- 2 この成果物一覧表に定める様式等で作成できないものについては、監督員の指示を受けるものとする。

区分	業務	成果物の名称	様式等	備考
第3章 権利調査	地図等の転写	転写原図		
		転写図	ポ リエスタールシート	規格 (0.9m×20m#300)
		転写連続図	ポ リエスタールシート	規格 (0.9m×20m#300)
		地積測量図等の写し		
	土地の登記記録の調査	土地の登記記録調査表(一覧)	様式第7号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		土地調査表	様式第7号の2	
	建物の登記記録の調査	建物の登記記録調査表(一覧)	様式第8号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		建物の登記記録調査表	様式第8号の2	
	権利者の確認調査	権利者調査表(土地)	様式第9号の1	
		権利者調査表(建物)	様式第9号の2	
		法人登記簿又は商業登記簿		登記事項証明書を添付する。
		相続関係説明図	監督員の指示する書式	名義人が相続に係わる場合は、相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本をすべて添付する。
	土地利用履歴等の調査	土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書		土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領参照
		法令関係資料調査表		
		現況利用調査表		
		履歴等聞き取り調査表		
第4章	境界立会	土地境界立会確認書	様式第11号	

(土地調書等の作成)

第170条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第16号）及び物件調書（様式第17号）を作成するものとする。

第17章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第171条

別紙

成果物一覧表

- 1 成果物の一覧は、次のとおりとする。特記仕様書に特段の定めをした場合は、それに定める成果物を提出するものとする。
- 2 この成果物一覧表に定める様式等で作成できないものについては、監督員の指示を受けるものとする。

区分	業務	成果物の名称	様式等	備考
第3章 権利調査	地図等の転写	転写原図		
		転写図	ポ リエスタールシート	規格 (0.9m×20m#300)
		転写連続図	ポ リエスタールシート	規格 (0.9m×20m#300)
		地積測量図等の写し		
	土地の登記記録の調査	土地の登記記録調査表(一覧)	様式第6号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		土地調査表	様式第6号の2	
	建物の登記記録の調査	建物の登記記録調査表(一覧)	様式第7号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		建物の登記記録調査表	様式第7号の2	
	権利者の確認調査	権利者調査表(土地)	様式第8号の1	
		権利者調査表(建物)	様式第8号の2	
		法人登記簿又は商業登記簿		登記事項証明書を添付する。
		相続関係説明図	監督員の指示する書式	名義人が相続に係わる場合は、相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本をすべて添付する。
	土地利用履歴等の調査	土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書		土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領参照
		法令関係資料調査表		
		現況利用調査表		
		履歴等聞き取り調査表		
第4章	境界立会	土地境界立会確認書	様式第9号	



用地測量	復元測量・補助基準点の設置・境界測量・用地境界仮杭設置	観測手簿		
		基準点網図		
		計算書		
		成果簿		
		境界点成果簿		多角測量の境界点（座標）には適宜符合を付し、略図を記載するものとする。
	面積計算	面積計算書		
	用地実測図等の作成	用地実測図	ポ リエステールシート	規格 (0.9m×20m#500)
		用地平面図	ポ リエステールシート	規格 (0.9m×20m#300)
		確定図	ポ リエステールシート	規格 (0.9m×20m#300)
		用地管理図(「かさわね図」)	ポ リエステールシート	規格 (0.9m×20m#300)
不動産調査報告書		別記様式1-1	別記1 不動産調査報告書記載要	
不動産調査報告書添付図面			領参照	
第5章 土地評価	土地評価	位置図		別記2 土地評価業務処理要領参照
		同一状況地域の区分図		
		標準地評価調書（案）	別記様式2-1-1	
		標準地評価格等総括表	別記様式2-1-2	
		評価説明書	別記様式2-1-3	
		標準地評価格算出表	別記様式2-1-4	
		試算価格算出表	別記様式2-1-5	
		標準地画地図	別記様式2-1-6	
		取引事例地画地図	別記様式2-1-7	
		地域要因調査及び格差率算定表	付表1の1～1の10	
		個別的要因調査及び標準化補正率算定表	付表2の1～2の8	
		比準調書（案）	別記様式2-2	
		個別的要因調査及び格差率算定表	付表3の1～3の8	
		残地補償金算定調書（案）	別記様式2-3-1	
		残地に関する補償関係内訳表	別記様式2-3-2	
		残地補償額算定表	別記様式2-3-3	

用地測量	復元測量・補助基準点の設置・境界測量・用地境界仮杭設置	観測手簿		
		基準点網図		
		計算書		
		成果簿		
		境界点成果簿		多角測量の境界点（座標）には適宜符合を付し、略図を記載するものとする。
	面積計算	面積計算書		
	用地実測図等の作成	用地実測図	ポ リエステールシート	規格 (0.9m×20m#500)
		用地平面図	ポ リエステールシート	規格 (0.9m×20m#300)
		確定図	ポ リエステールシート	規格 (0.9m×20m#300)
		用地管理図(「かさわね図」)	ポ リエステールシート	規格 (0.9m×20m#300)
不動産調査報告書		別記様式1-1	別記1 不動産調査報告書記載要領参	
不動産調査報告書添付図面			照	
第5章 土地評価	土地評価	位置図		別記2 土地評価業務処理要領参照
		同一状況地域の区分図		
		標準地評価調書（案）	別記様式2-1-1	
		標準地評価格等総括表	別記様式2-1-2	
		評価説明書	別記様式2-1-3	
		標準地評価格算出表	別記様式2-1-4	
		試算価格算出表	別記様式2-1-5	
		標準地画地図	別記様式2-1-6	
		取引事例地画地図	別記様式2-1-7	
		地域要因調査及び格差率算定表	付表1の1～1の10	
		個別的要因調査及び標準化補正率算定表	付表2の1～2の8	
		比準調書（案）	別記様式2-2	
		個別的要因調査及び格差率算定表	付表3の1～3の8	
		残地補償金算定調書（案）	別記様式2-3-1	
		残地に関する補償関係内訳表	別記様式2-3-2	
		残地補償額算定表	別記様式2-3-3	

		残地補償額算定表（一体評価用）	別記様式2-3-4 別記様式2-3-5	
		その他必要とする書類		
第6章 建物等の調査	木造建物・ 木造特殊建物	配置図		木造建物調査積算要領参照
		平面図		
		立面図		
		屋根伏図		
		建築設備位置図		
		その他必要とする図面		
		木造建物調査表		
		木造建物数量計算書（外壁）		
		木造建物数量計算書（内壁）		
		木造建物数量計算書（床・天井）		
		木造建物数量計算書（建具）		
		木造建物数量計算書（その他）		
		木造建物推定再建築費計算書		
		建物移転料計算書		
		曳家工事費計算書		
		取りこわし直接工事費計算書		
		建物現在価額計算書		
	非木造建物	建物概要		非木造建物調査積算要領参照
		配置図		
		平面図		
断面図				
杭地業想定設計図				
根切想定設計図				
上部く体現伏図				
立面図				
仕上表				
面積表				
建具表				
建築設備表				
その他必要とする図面				

		残地補償額算定表（一体評価用）	別記様式2-3-4 別記様式2-3-5	
		その他必要とする書類		
第6章 建物等の調査	木造建物・ 木造特殊建物	配置図		木造建物調査積算要領参照
		平面図		
		立面図		
		屋根伏図		
		建築設備位置図		
		その他必要とする図面		
		木造建物調査表		
		木造建物数量計算書（外壁）		
		木造建物数量計算書（内壁）		
		木造建物数量計算書（床・天井）		
		木造建物数量計算書（建具）		
		木造建物数量計算書（その他）		
		木造建物推定再建築費計算書		
		建物移転料計算書		
		曳家工事費計算書		
		取りこわし直接工事費計算書		
		建物現在価額計算書		
	非木造建物	建物概要		非木造建物調査積算要領参照
		配置図		
		平面図		
断面図				
杭地業想定設計図				
根切想定設計図				
上部く体現伏図				
立面図				
仕上表				
面積表				
建具表				
建築設備表				
その他必要とする図面				

		工事内訳明細表総括表		
		工事工程表		
		工事内訳明細表		
		建物移転料計算書		
		曳家工事費計算書		
		取りこわし直接工事費計算書		
		建物現在価額計算書		
機械設備		機械設備位置図		機械設備調査算定要領参照
		電気設備図		
		配管設備図		
		機械基礎図		
		プロセッサコンピュータ設備図		
		その他必要とする図面		
		機械設備調査表		
		機械設備算定内訳表		
		機械設備直接工事費明細書		
		機械設備据付工数等計算書		
		機械設備運搬台数計算書		
		機械設備見積比較表		
生産設備		必要とする図面		
		工作物調査書		
附帯工作物		附帯工作物配置図		附帯工作物調査算定要領参照
		附帯工作物の詳細図		
		その他必要とする図面		
		附帯工作物調査表		
		附帯工作物補償額算定書		
庭園・墳墓・立竹		必要とする図面		
木		工作物調査表		
照応建物の詳細設		必要とする図面		
計		計画概要表（検討資料）	様式第15号の1	
		計画概要表	様式第15号の2	
		計画概要比較表	様式第15号の3	
		面積比較表	様式第15号の4	

		工事内訳明細表総括表		
		工事工程表		
		工事内訳明細表		
		建物移転料計算書		
		曳家工事費計算書		
		取りこわし直接工事費計算書		
		建物現在価額計算書		
機械設備		機械設備位置図		機械設備調査算定要領参照
		電気設備図		
		配管設備図		
		機械基礎図		
		プロセッサコンピュータ設備図		
		その他必要とする図面		
		機械設備調査表		
		機械設備算定内訳表		
		機械設備直接工事費明細書		
		機械設備据付工数等計算書		
		機械設備運搬台数計算書		
		機械設備見積比較表		
生産設備		必要とする図面		
		工作物調査書		
附帯工作物		附帯工作物配置図		附帯工作物調査算定要領参照
		附帯工作物の詳細図		
		その他必要とする図面		
		附帯工作物調査表		
		附帯工作物補償額算定書		
庭園・墳墓・立竹		必要とする図面		
木		工作物調査表		
照応建物の詳細設		必要とする図面		
計		計画概要表（検討資料）	様式第10号の1	
		計画概要表	様式第10号の2	
		計画概要比較表	様式第10号の3	
		面積比較表	様式第10号の4	

第7章 営業その他の 調査	営業に関する調査	営業調査総括表	様式第16号の1 様式第16号の2	別記4 営業調査算定要領参照
		事業概要説明書		
		従業員調査表	様式第16号の3	
		設備・機械器具調査表		
		生産及び販売実績調査表		
		受注又は顧客動向調査表		
		在庫率及び回転率調査表		
		得意先喪失調査表		
		移転広告費調査表		
		営業の権利調査表		
		固定資産及び流動資産調査表		
		仕入先調査表	様式第16号の4	
		業種別算定(1) 製造業	別記様式5-1-1	
		業種別算定(2) 卸・小売業	別記様式5-1-2	
		業種別算定(3) 飲食・サービス業	別記様式5-1-3	
		業種別算定(4) 建設業	別記様式5-1-4	
		営業補償金額総括表	別記様式5-2	
		事業所及び営業概況書		
		営業補償方法認定書		
		移転工法別経済比較表	別記様式5-3	
		認定収益額算定表	別記様式5-4	
		固定的経費内訳表	別記様式5-5-1	
		固定的経費付属明細表	別記様式5-5-2	
		固定資産の売却損補償内訳表	別記様式5-6	
		人件費内訳表	別記様式5-7	
	移転広告費内訳表	別記様式5-8		
移転工法表				
損益計算書比較表	別記様式5-9			
その他必要とする資料				
居住者に関する調査等	居住者調査表	様式第17号の1	自家・家主	
	居住者調査表	様式第17号の2	借家・借間	

第7章 営業その他の 調査	営業に関する調査	営業調査総括表	<a href="#">様式第11号の1</a> <a href="#">様式第11号の2</a>	別記4 営業調査算定要領参照
		事業概要説明書		
		従業員調査表	<a href="#">様式第11号の3</a>	
		設備・機械器具調査表		
		生産及び販売実績調査表		
		受注又は顧客動向調査表		
		在庫率及び回転率調査表		
		得意先喪失調査表		
		移転広告費調査表		
		営業の権利調査表		
		固定資産及び流動資産調査表		
		仕入先調査表	<a href="#">様式第11号の4</a>	
		業種別算定(1) 製造業	別記様式5-1-1	
		業種別算定(2) 卸・小売業	別記様式5-1-2	
		業種別算定(3) 飲食・サービス業	別記様式5-1-3	
		業種別算定(4) 建設業	別記様式5-1-4	
		営業補償金額総括表	別記様式5-2	
		事業所及び営業概況書		
		営業補償方法認定書		
		移転工法別経済比較表	別記様式5-3	
		認定収益額算定表	別記様式5-4	
		固定的経費内訳表	別記様式5-5-1	
		固定的経費付属明細表	別記様式5-5-2	
		固定資産の売却損補償内訳表	別記様式5-6	
		人件費内訳表	別記様式5-7	
	移転広告費内訳表	別記様式5-8		
移転工法表				
損益計算書比較表	別記様式5-9			
その他必要とする資料				
居住者に関する調査等	居住者調査表	<a href="#">様式第12号の1</a>	自家・家主	
	居住者調査表	<a href="#">様式第12号の2</a>	借家・借間	



第8章 消費税等調査		消費税等調査表	様式第19号	
第9章 予備調査	予備調査	企業概要書	様式第20号の1	
		配置図		
		平面図		
		立面図		
		矩計図		
		移転工法案検討概要書（企業概要）		
		移転工法案検討概要書	様式第20号の2	
		移転工法各案の比較表	様式第20号の3	
		計画概要表（検討資料）		
		計画概要表		
		面積比較表		
		補償額積算調書		
		第10章 移転工法の検討	移転工法	企業概要書
配置図				
平面図				
立面図				
矩計図				
移転工法案検討概要書（企業概要）				
移転工法案検討概要書	様式第20号の2			
移転工法各案の比較表	様式第20号の3			
計画概要表（検討資料）				
計画概要表				
計画概要比較表				
面積比較表				
補償額積算調書				
第11章 再算定業務	再算定業務	再算定又は再調査に関する調査・算定表		
第12章 補償説明	補償説明	説明用資料		
		補償説明記録簿	様式第21号	
第13章 地盤変動影響	地盤変動影響調査	建物調査一覧表		地盤変動影響調査算定要領参照
		建物等調査書		

第8章 消費税等調査		消費税等調査表	様式第13号	
第9章 予備調査	予備調査	企業概要書	様式第14号の1	
		配置図		
		平面図		
		立面図		
		矩計図		
		移転工法案検討概要書（企業概要）		
		移転工法（計画）案検討概要書	様式第14号の2	
		移転工法（計画）各案の比較表	様式第14号の3	
		計画概要表（検討資料）		
		計画概要表		
		面積比較表		
		補償額積算調書		
		第10章 移転工法の検討	移転工法	企業概要書
配置図				
平面図				
立面図				
矩計図				
移転工法案検討概要書（企業概要）				
移転工法（計画）案検討概要書	様式第14号の2			
移転工法（計画）各案の比較表	様式第14号の3			
計画概要表（検討資料）				
計画概要表				
計画概要比較表				
面積比較表				
補償額積算調書				
第11章 再算定業務	再算定業務	再算定又は再調査に関する調査・算定表		
第12章 補償説明	補償説明	説明資料		
		補償説明記録簿	様式第15号	

調査		損傷調査書		
		建物等の費用負担額算定書		
第14章 事業認定申請 図書等の作成	事前相談用資料の 作成 説明会の準備事業 認定図書の作成 裁決申請図書の作 成 明渡裁決申立図書 の作成	事前相談用資料 事業認定申請図書（案） 裁決申請図書 明渡裁決申立図書 審理及び現地調査並びに説明会にお ける配付資料等		別記5 事業認定申請図書作成要 領参照
第15章 土地調書及び 物件調書	土地及び物件調書 作成	土地調書 物件調書	様式22号 様式23号	
第16章 写真台帳の作 成	写真台帳作成	写真台帳 写真撮影方向図		

第13章 地盤変動影響 調査	地盤変動影響調査	建物調査一覧表 建物等調査書 損傷調査書 建物等の費用負担額算定書		地盤変動影響調査算定要領参照
第14章 事業認定申請 図書等の作成	事前相談用資料の 作成 説明会の準備事業 認定図書の作成 裁決申請図書の作 成 明渡裁決申立図書 の作成	事前相談用資料 事業認定申請図書（案） 裁決申請図書 明渡裁決申立図書 審理及び現地調査並びに説明会に おける配付資料等		別記5 事業認定申請図書作成要領参 照
第15章 管理担当課へ の引継図書の 作成		転写原図 転写図 転写連絡図 用地実測図等 土地買取調書	ポリエステルシート ポリエステルシート ポリエステルシート 様式第23号	規格 (0.9m×20m#300) 規格 (0.9m×20m#300)
第16章 土地調書及び 物件調書	土地及び物件調書 作成	土地調書 物件調書	様式16号 様式17号	
第17章 写真台帳の作 成	写真台帳作成	写真台帳 写真撮影方向図		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新 旧 対 照 表

旧	新																																																																																																																			
<p>様式第1号（第18条関係）</p> <p style="text-align: center;">貸与品等引渡通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">発注者 住 所 氏 名 （ 監督員氏名 ） 印</p> <p>下記のとおり貸与品等を引渡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">業 務 名</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">契約年月日</th> <th style="width: 15%;">年 月 日</th> <th style="width: 40%;"></th> </tr> <tr> <th>品 目</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。</p>	業 務 名		契約年月日	年 月 日		品 目	規 格	単 位	数 量	備 考																																														<p>様式第1号（第18条関係）</p> <p style="text-align: center;">貸与品等引渡通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">発注者 住 所 氏 名 （ 監督員氏名 ） 印</p> <p>下記のとおり貸与品等を引渡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">業 務 名</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">契約年月日</th> <th style="width: 15%;">年 月 日</th> <th style="width: 40%;"></th> </tr> <tr> <th>品 目</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。</p>	業 務 名		契約年月日	年 月 日		品 目	規 格	単 位	数 量	備 考																																																		
業 務 名		契約年月日	年 月 日																																																																																																																	
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考																																																																																																																
業 務 名		契約年月日	年 月 日																																																																																																																	
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考																																																																																																																

様式第2号（第18条関係）

貸与品等受領書

年 月 日

様

受注者 住 所

商号又は氏名

印

主任技術者

印

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業務名			契約年月日			年 月 日
品 日	規 格	単 位	数 量			備 考
			前回まで	今回	累計	
						月 日から の今回受領 分 月 日まで

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第2号（第18条関係）

貸与品等受領書

年 月 日

様

受注者 住 所

商号又は氏名

印

主任技術者

印

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業務名			契約年月日			年 月 日
品 日	規 格	単 位	数 量			備 考
			前回まで	今回	累計	
						月 日から の今回受領 分 月 日まで

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第3号（第18条関係）

貸与品等精算書

年 月 日

様

受注者 住 所  
商号又は氏名 印  
主任技術者 印

下記のとおり貸与品等を精算します。

業務名						契約年月日	年 月 日
品 日	規 格	単 位	数 量			備 考	
			貸与等 数 量	使 用 数 量	残数量		
主任監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実に相違ないことを証明する。					物品管理簿登記	
	年 月 日	職名	氏名	印		年 月 日	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第3号（第18条関係）

貸与品等精算書

年 月 日

様

受注者 住 所  
商号又は氏名 印  
主任技術者 印

下記のとおり貸与品等を精算します。

業務名						契約年月日	年 月 日
品 日	規 格	単 位	数 量			備 考	
			貸与等 数 量	使 用 数 量	残数量		
主任監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実に相違ないことを証明する。					物品管理簿登記	
	年 月 日	職名	氏名	印		年 月 日	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。



様式第4号（第18条関係）

貸与品等返納書

年 月 日

様

受注者 住 所  
 商号又は氏名 印  
 主任技術者 印

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第4号（第18条関係）

貸与品等返納書

年 月 日

様

受注者 住 所  
 商号又は氏名 印  
 主任技術者 印

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第5号（第20条関係）

年 月 日

様

受注者 住 所  
商号又は氏名 印  
主任技術者 印

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ため、障害物を伐除したので用地調査  
等業務共通仕様書第20条第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

- (注) 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第5号（第20条関係）

年 月 日

様

受注者 住 所  
商号又は氏名 印  
主任技術者 印

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ため、障害物を伐除したので用地調査  
等業務共通仕様書第20条第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

- (注) 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

~~様式第6号(第23条関係)~~

~~用地調査等業務日報~~

期——日	年——月——日				
施行期間	—自——年——月——日				
	—至——年——月——日				
業務の名称					
調査等の箇所					
—業務及びその内容					
—その他必要事項					
統括監督員	主任監督員	監督員	業務代理人	主任技術者	担当技術者

~~(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。~~

削除

様式第7号の1 (第49条関係)

土地の登記記録調査表 (一覧)

整理 番号	表 題 部				権 利 部			備 考
					甲 区		乙 区	
	所 在	地 番	地 目	地 積 m <sup>2</sup>	所有者	住 所	有 無	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式第6号の1 (第50条関係)

土地の登記記録調査表 (一覧)

整理 番号	表 題 部				権 利 部			備 考
					甲 区		乙 区	
	所 在	地 番	地 目	地 積 m <sup>2</sup>	所有者	住 所	有 無	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

様式第7号の2 (第49条関係)

土地調査表

整理番号

不動産登記簿				用地		登記記録調査		調査年月日	調査者
表題部		権利部		符号	地籍	法人登記簿又は商業登記簿調査			
所在地	都府県	郡市	区	分割の部	残地	所有権以外の権利又は仮登記の調査		調査年月日	調査者
	町大字字					符号	地籍		
地番	地目			現況調査	地目	地籍			
地積			地目						
所有者									
備考									
戸籍簿等法人登記簿又は商業登記簿調査				その他土地等の評価に必要な資料の調査					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式第6号の2 (第50条関係)

土地調査表

整理番号

不動産登記簿				用地		登記記録調査		調査年月日	調査者
表題部		権利部		符号	地籍	法人登記簿又は商業登記簿調査			
所在地	都府県	郡市	区	分割の部	残地	所有権以外の権利又は仮登記の調査		調査年月日	調査者
	町大字字					符号	地籍		
地番	地目			現況調査	地目	地籍			
地積			地目						
所有者									
備考									
戸籍簿等法人登記簿又は商業登記簿調査				その他土地等の評価に必要な資料の調査					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。



様式第8号の1（第49条関係）

建物の登記記録調査表（一覧）

整理 番号	所在地番	表 題 部					権 利 部		備 考
		家屋 番号	種類	構 造	床 面 積	原因及びその日付	甲 区	乙 区	
							所 有 者	有 無	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式第7号の1（第50条関係）

建物の登記記録調査表（一覧）

整理 番号	所在地番	表 題 部					権 利 部		備 考
		家屋 番号	種類	構 造	床 面 積	原因及びその日付	甲 区	乙 区	
							所 有 者	有 無	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

様式第8号の2 (第49条関係)

建物の登記記録調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
表題部 (主たる建物の表示、附属建物の表示)					
所在				家屋番号	
種類		構造		床面積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権利部甲区欄 (所有権)					
登記 名 義 人	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
権利部乙区欄 (所有権以外の権利)					
登記 名 義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
仮登記の内容					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第7号の2 (第50条関係)

建物の登記記録調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
表題部 (主たる建物の表示、附属建物の表示)					
所在				家屋番号	
種類		構造		床面積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権利部甲区欄 (所有権)					
登記 名 義 人	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
権利部乙区欄 (所有権以外の権利)					
登記 名 義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
仮登記の内容					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第9号の1 (第49条関係)

権利者調査表(土地)

調査年月日		調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名			生年月日 死亡年月日	
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
権利者が法人	法定代理人等	氏名			
		住所			
	財産管理人	氏名			
		住所			
権利者が法人	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
権利者が法人	破産管財人等	氏名			
		住所			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第8号の1 (第50条関係)

権利者調査表(土地)

調査年月日		調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名			生年月日 死亡年月日	
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
権利者が法人	法定代理人等	氏名			
		住所			
	財産管理人	氏名			
		住所			
権利者が法人	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
権利者が法人	破産管財人等	氏名			
		住所			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第9号の2 (第49条関係)

権利者調査表 (建物)

調査年月日		調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名			生年月日 死亡年月日	
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
権利者が法人	法定代理人等	氏名			
		住所			
	財産管理人	氏名			
		住所			
権利者が法人	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
権利者が法人	破産管財人等	氏名			
		住所			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第8号の2 (第50条関係)

権利者調査表 (建物)

調査年月日		調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名			生年月日 死亡年月日	
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
権利者が法人	法定代理人等	氏名			
		住所			
	財産管理人	氏名			
		住所			
権利者が法人	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
権利者が法人	破産管財人等	氏名			
		住所			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第11号 (第56条関係)

年 月 日

様

土地所有者  
住所  
氏名  
関係人  
住所  
氏名  
住所  
氏名

印  
  
印  
  
印

土地境界立会確認書

起業 工事用地の測量のため下記記載  
の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

県 市 区  
郡 町

対象地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関係人	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第9号 (第57条関係)

年 月 日

様

土地所有者  
住所  
氏名  
関係人  
住所  
氏名  
住所  
氏名

印  
  
印  
  
印

土地境界立会確認書

起業 工事用地の測量のため下記記載  
の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

県 市 区  
郡 町

対象地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関係人	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。



様式第15号の1 (第99条、第123条、第129条関係)

計画概要表 (検討資料)

整理番号		検討月日		検討者		
所在地			用途地域		建ぺい率	
土地所有者			容積率		その他	
建物所有者			家族人員		占有者	
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途
(1)		,	,	,	,	
(2)		,	,	,	,	
(3)		,	,	,	,	
(4)		,	,	,	,	
計		,	,	,	,	
敷地面積 (A)		事業用地率 (B) / (A)		特記事項		
事業用地面積 (B)		残地建築可能面積				
残地又は建築可能面積 (C)		建築可能延べ面積				
営業の実態						
業種		基本額	収益	円		
従業員数			給料	円		
一か月の売上			固定経費	円		
			計	円		
検討結果						

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第10号の1 (第100条、第124条、第130条関係)

計画概要表 (検討資料)

整理番号		検討月日		検討者		
所在地			用途地域		建ぺい率	
土地所有者			容積率		その他	
建物所有者			家族人員		占有者	
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途
(1)		,	,	,	,	
(2)		,	,	,	,	
(3)		,	,	,	,	
(4)		,	,	,	,	
計		,	,	,	,	
敷地面積 (A)		事業用地率 (B) / (A)		特記事項		
事業用地面積 (B)		残地建築可能面積				
残地又は建築可能面積 (C)		建築可能延べ面積				
営業の実態						
業種		基本額	収益	円		
従業員数			給料	円		
一か月の売上			固定経費	円		
			計	円		
検討結果						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第15号の2 (第99条、第123条、第129条関係)

計 画 概 要 表

所在地		敷地面積等の確認	・ m <sup>2</sup> 1. 残地実測図 2. 図上求積 3. その他	特記事項	
建物所有者	土地所有者			用途(機能)に係るもの	構造(基礎)に係るもの
計画道路等	郡・区・私・m	敷地に接面する道路 42条2項年月日 道路(第号) 道路後退距離 m	[ ]	[ ]	[ ]
都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域				
区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業 工業専用・特別用途地区( )無指定 高度地区( )種・美観地区・風致地区第( )種				
防火指定	防火・準防火・無指定				
22条・23条指定地域	防火しなければならない範囲				
建ぺい率	( )% 敷地に二以上の地域・地区のある場合( )%				
角地適用	有・無(条件)				
容積率	( )% 敷地に二以上の地域・地区のある場合( )%				
絶対高	有・無( )m				
建築協定	有・無( )				
壁面後退	有・無( )				
斜線					
北側斜線 隣地斜線 道路斜線 (図示)					その他

(注) 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。  
用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

様式第10号の2 (第100条、第124条、第130条関係)

計 画 概 要 表

所在地		敷地面積等の確認	・ m <sup>2</sup> 1. 残地実測図 2. 図上求積 3. その他	特記事項	
建物所有者	土地所有者			用途(機能)に係るもの	構造(基礎)に係るもの
計画道路等	郡・区・私・m	敷地に接面する道路 42条2項年月日 道路(第号) 道路後退距離 m	[ ]	[ ]	[ ]
都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域				
区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業 工業専用・特別用途地区( )無指定 高度地区( )種・美観地区・風致地区第( )種				
防火指定	防火・準防火・無指定				
22条・23条指定地域	防火しなければならない範囲				
建ぺい率	( )% 敷地に二以上の地域・地区のある場合( )%				
角地適用	有・無(条件)				
容積率	( )% 敷地に二以上の地域・地区のある場合( )%				
絶対高	有・無( )m				
建築協定	有・無( )				
壁面後退	有・無( )				
斜線					
北側斜線 隣地斜線 道路斜線 (図示)					その他

(注) 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。  
用紙の大きさは、日本産業規格A列4横とする。

様式第15号の3 (第123条、第129条関係)

計画概要比較表

項 目		A 案	B 案	C 案
敷地面積 m <sup>2</sup> ( . )	建ぺい率 ( % )	・ %	・ %	・ %
	容 積 率 ( % )	・ %	・ %	・ %
	建物(計画)延べ面積	・ m <sup>2</sup>	・ m <sup>2</sup>	・ m <sup>2</sup>
	面 積 増 減 率	・ m <sup>2</sup> ( . % )	・ m <sup>2</sup> ( . % )	・ m <sup>2</sup> ( . % )
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上の メリット及びデメリット		(M)		
メリット = (M)		(D)		
デメリット = (D)				
総 合 判 断				
判 定				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版横とする。

様式第10号の3 (第124条、第130条関係)

計画概要比較表

項 目		A 案	B 案	C 案
敷地面積 m <sup>2</sup> ( . )	建ぺい率 ( % )	・ %	・ %	・ %
	容 積 率 ( % )	・ %	・ %	・ %
	建物(計画)延べ面積	・ m <sup>2</sup>	・ m <sup>2</sup>	・ m <sup>2</sup>
	面 積 増 減 率	・ m <sup>2</sup> ( . % )	・ m <sup>2</sup> ( . % )	・ m <sup>2</sup> ( . % )
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上の メリット及びデメリット		(M)		
メリット = (M)		(D)		
デメリット = (D)				
総 合 判 断				
判 定				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版横とする。

様式第15号の4 (第99条、第123条、第129条関係)

面積比較表

建物 No	現状建物		A 案		B 案		C 案		備考
	階	室名 面積	階	面積 増減	階	面積 増減	階	面積 増減	
	1階床面積								
	2階床面積								
	3階床面積								
	4階床面積								
	建物延べ面積								
	面積増減率		①	%	%	%	%		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式第10号の4 (第100条、第124条、第130条関係)

面積比較表

建物 No	現状建物		A 案		B 案		C 案		備考
	階	室名 面積	階	面積 増減	階	面積 増減	階	面積 増減	
	1階床面積								
	2階床面積								
	3階床面積								
	4階床面積								
	建物延べ面積								
	面積増減率		①	%	%	%	%		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

様式第16号の1 (第107条、第110条関係)

営業調査総括表(1)

調査番号		調査期間		調査担当者名	
名称		法人 個人 青・白	代表者名	住所	電話 ( )
営業種目			開業年月日	資本金	
所属 (組合・団体)名			従業員数	売場面積等	
移転対象地	営業所名		所在地		
	営業種目		製品の 許認可等	従業員数	
本店の関連度(組織図)					
所得申告額	資料 出所先	年別	年	年	年
	税務署	円	円	円	
	税務事務所				
	市町村				
所得額の計算	項目	年別	年	年	年
	総売上高		円	円	円
	期末棚卸高				
	当期製造原価				
	当期仕入額				
	期首棚卸高				
	売買差益				
	営業費				
差引所得額					
売上高の概略調査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)	平均在庫高 (円) 年平均回転率 (%)			
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)	1人1か月(又は1日)平均売上高 (円)			
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)	1か月平均 (㎡) 当たり売上高 (円)			
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)	1か月(又は1日)平均客数 (人) 料金等 (円)			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第11号の1 (第108条、第111条関係)

営業調査総括表(1)

調査番号		調査期間		調査担当者名	
名称		法人 個人 青・白	代表者名	住所	電話 ( )
営業種目			開業年月日	資本金	
所属 (組合・団体)名			従業員数	売場面積等	
移転対象地	営業所名		所在地		
	営業種目		製品の 許認可等	従業員数	
本店の関連度(組織図)					
所得申告額	資料 出所先	年別	年	年	年
	税務署	円	円	円	
	税務事務所				
	市町村				
所得額の計算	項目	年別	年	年	年
	総売上高		円	円	円
	期末棚卸高				
	当期製造原価				
	当期仕入額				
	期首棚卸高				
	売買差益				
	営業費				
差引所得額					
売上高の概略調査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)	平均在庫高 (円) 年平均回転率 (%)			
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)	1人1か月(又は1日)平均売上高 (円)			
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)	1か月平均 (㎡) 当たり売上高 (円)			
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)	1か月(又は1日)平均客数 (人) 料金等 (円)			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第16号の2 (第107条、第110条関係)

営業調査総括表(2)

販売方法等	販売方法	店舗		代金決済方法	現金		販売先	県内							
		外	交		%	%		%	%						
										通	信	現	金	販	売
その他	その他	その他	その他	その他	その他										
得意先の状況		売上に占める地元固定客の割合(%)			営業の季節的変動		売上の多い時期(月~月) 売上の少ない時期(月~月)								
一般管理費・販売費等	営業費明細				営業用固定経費明細										
	科目		金額		摘要		科目		金額		摘要				
	給料・手当		円				公租公課		円						
	荷造・運賃						基本料金								
	消耗品費						減価償却費								
	水道光熱費						維持管理費								
	宣伝広告費						法定福利費								
	通信・交通費						宣伝広告費								
	接待交際費						諸組合費								
	福利厚生費														
	修繕費														
	公租公課														
その他						その他									
計						計									
営業用資産	固定資産				流動資産										
	現在価格の総額		売却・取り壊し処分・スクラップ価格の総額		現在価格の総額		売却価格の総額								
	円		円		円		円								
主な取引金融総額															
労働協約等の内容	労働協約		あり・なし												
	就業規則		あり・なし												
	雇用契約		あり・なし												
	その他														
立地条件等	立地条件														
	地域的特性														
	その他														
その他															

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第11号の2 (第108条、第111条関係)

営業調査総括表(2)

販売方法等	販売方法	店舗		代金決済方法	現金		販売先	県内							
		外	交		%	%		%	%						
										通	信	現	金	販	売
その他	その他	その他	その他	その他	その他										
得意先の状況		売上に占める地元固定客の割合(%)			営業の季節的変動		売上の多い時期(月~月) 売上の少ない時期(月~月)								
一般管理費・販売費等	営業費明細				営業用固定経費明細										
	科目		金額		摘要		科目		金額		摘要				
	給料・手当		円				公租公課		円						
	荷造・運賃						基本料金								
	消耗品費						減価償却費								
	水道光熱費						維持管理費								
	宣伝広告費						法定福利費								
	通信・交通費						宣伝広告費								
	接待交際費						諸組合費								
	福利厚生費														
	修繕費														
	公租公課														
その他						その他									
計						計									
営業用資産	固定資産				流動資産										
	現在価格の総額		売却・取り壊し処分・スクラップ価格の総額		現在価格の総額		売却価格の総額								
	円		円		円		円								
主な取引金融総額															
労働協約等の内容	労働協約		あり・なし												
	就業規則		あり・なし												
	雇用契約		あり・なし												
	その他														
立地条件等	立地条件														
	地域的特性														
	その他														
その他															

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。



様式第16号の3 (第107条、第110条関係)

従業員調査表

従業員氏名	性別	年令	職 種	1箇月の平均賃金	摘 要

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第11号の3 (第108条、第111条関係)

従業員調査表

従業員氏名	性別	年令	職 種	1箇月の平均賃金	摘 要

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。



様式第16号の4 (第107条、第110条関係)

仕入先調査表

仕入先名称	所在地	品名	金額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第11号の4 (第108条、第111条関係)

仕入先調査表

仕入先名称	所在地	品名	金額

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版縦とする。

様式第17号の1 (第110条関係)

居住者調査表

(自家・家主)		調査者	調査年月日	整理番号			
住所							
氏名又は名称	法人を代表する者の氏名及び住所	電話番号	局番(呼)				
土地の所有者住所・氏名							
取得年月日 (不明の時は推定)	年 月 日	居住年月日 (不明の時は推定)	年 月 日				
続柄	氏名	生年月日	勤務先所在地	職業			
世帯主		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
家賃・貸間を有する場合							
貸家の別	貸家所在地	借家借間人氏名	家賃	貸家貸間面積	権利金敷金	契約年月日	契約書の有無
			円	m <sup>2</sup>	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使用状況			住居面積				
摘要							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第12号の1 (第111条関係)

居住者調査表

(自家・家主)		調査者	調査年月日	整理番号			
建物所在地							
建物所有者住所							
建物所有者氏名又は名称	法人を代表する者の氏名及び住所	電話番号	局番(呼)				
土地の所有者住所・氏名							
建物取得年月日 (不明の時は推定)	年 月 日	建物の取得方法	居住年月日 (不明の時は推定)	年 月 日			
建物の居住者							
続柄	氏名	生年月日	所在地	職業			
世帯主		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
建物に借家・借間人が居住している場合							
貸家貸間の別	貸主	借家借間人氏名	家賃	貸家貸間面積	権利金敷金	契約年月日	契約書の有無
			円	m <sup>2</sup>	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使用状況			住居面積				
摘要							
配偶者居住権に関する調査結果							
配偶者居住権の有無	有・無	存続期間	終身・年	権利の始期			
上記認定理由							
配偶者居住権者の氏名				配偶者居住権者の住所			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4判縦とする。

2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

様式第17号の2 (第110条関係)

居住者調査表

(借家・借間)		調査者	調査年月日	整理番号
住所				
氏名 又は名称		電話番号	局番(呼)	
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地
世帯主又は 法人を代表 する者		年月日		
		年月日		
		年月日		
		年月日		
		年月日		
		年月日		
		年月日		
		年月日		
家主氏名	家賃	月	円	権利金 敷金
借家面積	借間面積		m <sup>2</sup>	住居 面積
借家・借間 契約年月日	年月日	契約 期間	年	賃貸借契 約書、住 民票等の 有無
使用状況	入居日 年月日	入居 期間	年	
備考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第12号の2 (第111条関係)

居住者調査表

(借家・借間)		調査者	調査年月日	整理番号
住所				
氏名 又は名称		電話番号	局番(呼)	
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地
世帯主又は 法人を代表 する者		年月日		
		年月日		
		年月日		
		年月日		
		年月日		
		年月日		
		年月日		
		年月日		
		年月日		
		年月日		
家主氏名	家賃	月	円	権利金 敷金
借家面積	借間面積		m <sup>2</sup>	住居 面積
借家・借間 契約年月日	年月日	契約 期間	年	賃貸借契 約書、住 民票等の 有無
使用状況	入居日 年月日	入居 期間	年	
備考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第19号 (第114条関係)

消費税等調査表

		調査者	印	年月日	
		都道府県	市区	町村	大字
調査対象者	住所	都道府県	市区	町村	大字
	氏名又は法人・代表者名				
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分			
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産			
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料				

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。  
 2 本調査表には、表-1及び表-2を添付すること。

様式第13号 (第115条関係)

消費税等調査表

(1/2)

		調査者	印	年月日	
		都道府県	市区	町村	大字
調査対象者	住所	都道府県	市区	町村	大字
	氏名又は法人・代表者名				
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分			
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産			
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料				

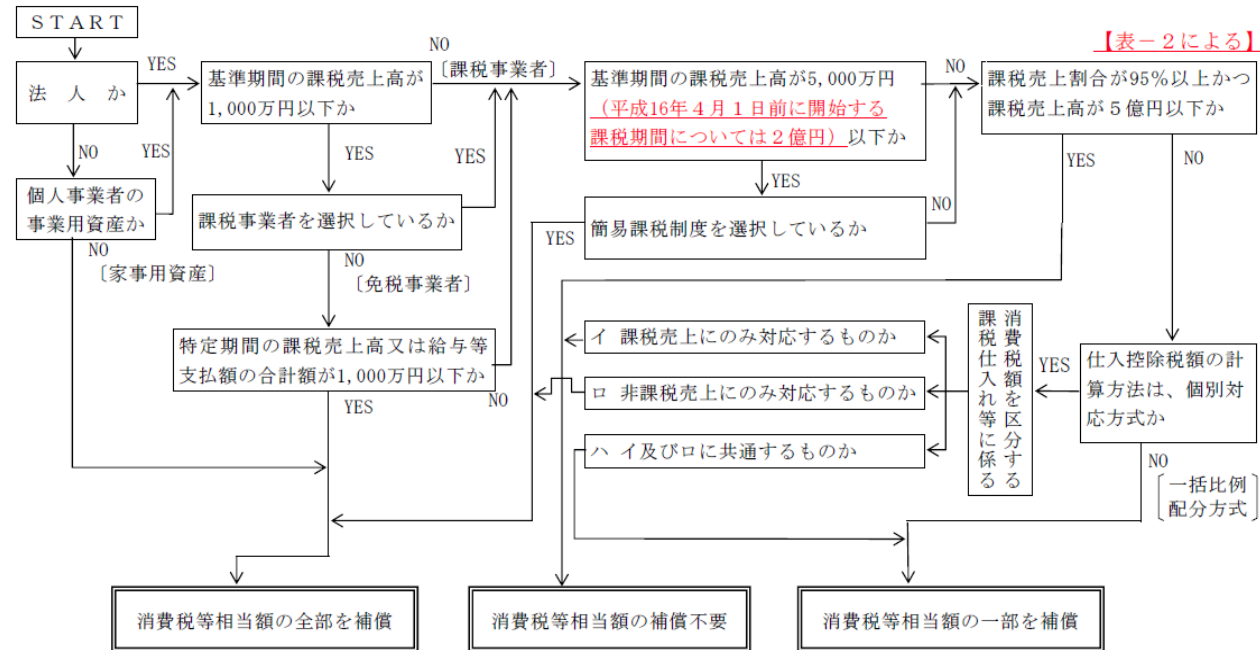
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版縦とする。

(頁移動)

(2/2)

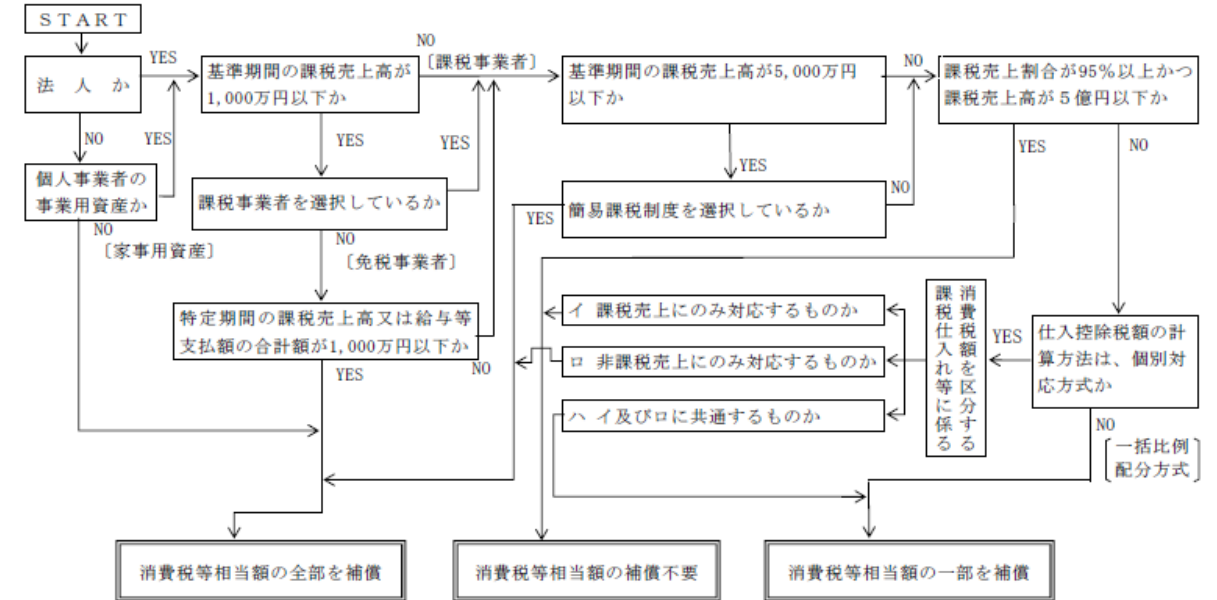
本 則	資 料	前年（個人）又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」	<input type="checkbox"/> 有（下記へ） <input type="checkbox"/> 無
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用 承認書類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非 課税資産である場合のみ収集する。	<input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の共 用資産へ） <input type="checkbox"/> 無（下記へ）
課 税	補償用	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）	円
	課税売上割合	② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き）	円
		③ 土地買収代金額等  (区分地上権、地役権設定代金を含む)	円
事	補償用課税売上 割合の算出 ①/(②+③)	$\frac{\text{①}}{\text{②} + \text{③}} = \text{ } \%$	
業 者	補償用課税 売上割合の率	補償用課税 売上割合率	<input type="checkbox"/> 95%以上である <input type="checkbox"/> 95%未満である（下記へ）
	補償用課税 売上高の額	補償用課税 売上高の額	<input type="checkbox"/> 5億円超えである（下記へ） <input type="checkbox"/> 5億円以下である
関 係	採用方式	前年又は前事業年度の 「消費税及び地方消費 税確定申告書（控）」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している (一括比例配分方式へ) <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している (個別対応方式へ)
	個別対応方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）
	個別対応方式の 共用資産	一部	消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合) 円 × (1 - 0. ) =
	一括比例配分 方式	補償	消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合) 円 × (1 - 0. ) =

表-1



(注) ① 消費税相当額とは、消費税及び消費税相当額をいう。  
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。  
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

消費税等相当額の要否判定フロー (標準)



(注) ① 消費税相当額とは、消費税及び消費税相当額をいう。  
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。  
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

(表-2)

本 則	資 料	前年(個人)又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」	<input type="checkbox"/> 有(下記へ) <input type="checkbox"/> 無
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用(課税・非課税資産である場合のみ収集する。)	<input type="checkbox"/> 有(個別対応方式の共用資産へ) <input type="checkbox"/> 無(下記へ)
課 税	補償用	① 課税資産の譲渡等の対価の額(税抜き)	円
	課税売上割合	② 資産の譲渡等の対価の額(税抜き)	円
		③ 土地買収代金額等 (区分地上権、地役権設定代金を含む)	円
事	補償用課税売上割合の算出 ①/(②+③)	$\frac{\text{①}}{\text{②} + \text{③}} = \text{ } \%$	
業 者	補償用課税売上割合の率	補償用課税売上割合率	<input type="checkbox"/> 95%以上である <input type="checkbox"/> 95%未満である(下記へ)
	補償用課税売上高の額	補償用課税売上高の額	<input type="checkbox"/> 5億円超えである(下記へ) <input type="checkbox"/> 5億円以下である
関 係	採用方式	前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している(一括比例配分方式へ) <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している(個別対応方式へ)
	個別対応方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上にも対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上にも対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの(下記へ)
	個別対応方式の共用資産	一部	消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合) 円 × (1 - 0. ) =
	一括比例配分方式	補償	消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合) 円 × (1 - 0. ) =



様式第20号の1 (第120条、第128条関係)

企業概要書

所在地					組		
名称及び代表者名							織
業種							
製造、加工販売等品目					図		
原材料、製品及び商品の種類							
主な仕入先販売先					製品等の製造工程流れ図		
移転工法検討上留意すべき事項							
敷地面積(A)	㎡	事業用 地面積 (B)	㎡	(B)/(A)	%		
用途地域等の公法上の規制	用途地域	建ぺい率	容積率	その他			
特記事項							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式第14号の1 (第121条、第129条関係)

企業概要書

所在地					組		
名称及び代表者名							織
業種							
製造、加工販売等品目					図		
原材料、製品及び商品の種類							
主な仕入先販売先					製品等の製造工程流れ図		
移転工法検討上留意すべき事項							
敷地面積(A)	㎡	事業用 地面積 (B)	㎡	(B)/(A)	%		
用途地域等の公法上の規制	用途地域	建ぺい率	容積率	その他			
特記事項							

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。



様式第20号の2 (第123条、第129条関係)

移転工法（計画）案検討概要書

項目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 (建物、機械設備等の移転方法及び移転期間)			
移転計画の特長 (メリット)			
移転計画の問題点 (デメリット)			
移転費用概算額			
総合判断			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式第14号の2 (第124条、第130条関係)

移転工法（計画）案検討概要書

項目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 (建物、機械設備等の移転方法及び移転期間)			
移転計画の特長 (メリット)			
移転計画の問題点 (デメリット)			
移転費用概算額			
総合判断			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。  
 2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

様式第20号の3 (第123条、第129条関係)

移転工法（計画）各案の比較表

項目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及び移転の方法 (補償建物の棟数、面積、概算額、その他)			
主たる工作物 (機械設備等)の移転範囲及び方法 (機種名、概算額、その他)			
敷地内の動産 (駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積の確保状況)			
営業補償等に係るもの (休業する部門補償概算額、その他)			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式第14号の3 (第124条、第130条関係)

移転工法（計画）各案の比較表

項目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及び移転の方法 (補償建物の棟数、面積、概算額、その他)			
主たる工作物 (機械設備等)の移転範囲及び方法 (機種名、概算額、その他)			
敷地内の動産 (駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積の確保状況)			
営業補償等に係るもの (休業する部門補償概算額、その他)			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

様式第21号 (第137条, 第147号関係)

補償説明記録簿

説明場所					
説明年月日		平成	年	月	日
		時	間	自	至
出席者	説明者				
	相手方				
説明内容及び質疑					
特記事項					
総括監督員	主任監督員	監督員	業務代理人	主任技術者	担当技術者
印	印	印	印	印	印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第15号 (第138条, 第148条関係)

補償説明記録簿

説明場所					
説明年月日		平成	年	月	日
		時	間	自	至
出席者	説明者				
	相手方				
説明内容及び質疑					
特記事項					
総括監督員	主任監督員	監督員	業務代理人	主任技術者	担当技術者
印	印	印	印	印	印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第22号 (第164条関係)

土地調書

静岡県が施行する 工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

月 年 日

受注者 印  
調査責任者氏名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 土地所有者住所  
氏名又は名称 印

年 月 日 関係人住所  
氏名又は名称 印

記

郡 町  
地内

県 市 区

大字	字	地	公 簿		取得し、又は使 用しようとする 土地		所有権以外の 権利のうち用 益物権等		所有権以外の 権利のうち担 保物権等		摘 要
			地目	地積	現況 地目	面積	種類	権利者の 氏名	種類	権利者の 氏名	

様式第16号 (第170条関係)

土地調書

静岡県が施行する 工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

月 年 日

受注者 印  
調査責任者氏名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 土地所有者住所  
氏名又は名称 印

年 月 日 関係人住所  
氏名又は名称 印

記

郡 町  
地内

県 市 区

大字	字	地	公 簿		取得し、又は使 用しようとする 土地		所有権以外の 権利のうち用 益物権等		所有権以外の 権利のうち担 保物権等		摘 要
			地目	地積	現況 地目	面積	種類	権利者の 氏名	種類	権利者の 氏名	

様式第23号 (第164条関係)

物 件 調 書

静岡県が施行する  
 取得  
 工事のため、移転の対象となる物件について、下記の  
 使用  
 とおり調書を作成する。

月 年 日

受注者 印  
 調査責任者氏名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所  
 氏名又は名称 印

年 月 日 関係人住所  
 氏名又は名称 印

記

郡 町  
 地内

県 市 区

大字	字	地	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以外の 権利の種類	関係人の 氏 名	土地所有 者の氏名	移転義務 の有無	摘 要

様式第17号 (第170条関係)

物 件 調 書

静岡県が施行する  
 取得  
 工事のため、移転の対象となる物件について、下記の  
 使用  
 とおり調書を作成する。

月 年 日

受注者 印  
 調査責任者氏名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所  
 氏名又は名称 印

年 月 日 関係人住所  
 氏名又は名称 印

記

郡 町  
 地内

県 市 区

大字	字	地	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以外の 権利の種類	関係人の 氏 名	土地所有 者の氏名	移転義務 の有無	摘 要

様式第24号 (第8条関係)

年 月 日

様

受注者 住 所  
称号又は氏名 印  
代表者氏名 印

担当技術者通知書

業務の名称

年 月 日付で契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

担当技術者氏名	担当する補償等業務の名称	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

(別紙 略)

様式第18号 (第8条関係)

年 月 日

様

受注者 住 所  
称号又は氏名 印  
代表者氏名 印

担当技術者通知書

業務の名称

年 月 日付で契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

担当技術者氏名	担当する補償等業務の名称	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

(別紙 略)

様式第25号 (第17条関係)

用地調査等業務の施行に関する指示票 年 月 日			
業務の名称			
指 示 事 項	添付図面	業	
	総括監督員		印
	主任監督員		印
			監督員
上記事項について指示します。			
上記指示について承諾しました。		業務代理人	印
年 月 日		主任技術者	印
		担当技術者	印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版縦とする。

様式第19号 (第17条関係)

用地調査等業務の施行に関する指示票 年 月 日			
業務の名称			
指 示 事 項	添付図面	業	
	総括監督員		印
	主任監督員		印
			監督員
上記事項について指示します。			
上記指示について承諾しました。		業務代理人	印
年 月 日		主任技術者	印
		担当技術者	印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版縦とする。



様式第26号 (第17条関係)

用地調査等業務の施行に関する承諾書			
年 月 日			
業務の名称			
承 諾 事 項	添付図面	業	
		業務代理人	印
		主任技術者	印
	担当技術者	印	
上記事項について承諾願います。			
上記指示について承諾しました。  年 月 日		総括監督員	印
		主任監督員	印
		監督員	印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版縦とする。

様式第20号 (第17条関係)

用地調査等業務の施行に関する承諾書			
年 月 日			
業務の名称			
承 諾 事 項	添付図面	業	
		業務代理人	印
		主任技術者	印
	担当技術者	印	
上記事項について承諾願います。			
上記指示について承諾しました。  年 月 日		総括監督員	印
		主任監督員	印
		監督員	印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版縦とする。

## 様式第27号 (第17条関係)

用地調査等業務の施行に関する協議書					
年 月 日					
業務の名称					
協 議 事 項					
摘 要					
上記指示について協議します。  年 月 日		総括監督員	印	業務代理人	印
		主任監督員	印	主任技術者	印
		監督員	印	担当技術者	印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版縦とする。

## 様式第21号 (第17条関係)

用地調査等業務の施行に関する協議書					
年 月 日					
業務の名称					
協 議 事 項					
摘 要					
上記指示について協議します。  年 月 日		総括監督員	印	業務代理人	印
		主任監督員	印	主任技術者	印
		監督員	印	担当技術者	印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版縦とする。

様式第28号 (第14条関係)

打 合 せ 記 録 簿

打合せ場所					
打合せ年月日		平成	年	月	日 ( )
		時 間	自	至	
出席者	発注者				
	受注者				
打合せ内容及び質疑					
特記事項					
総括監督員	主任監督員	監督員	業務代理人	主任技術者	担当技術者
印	印	印	印	印	印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第22号 (第14条関係)

打 合 せ 記 録 簿

打合せ場所					
打合せ年月日		平成	年	月	日 ( )
		時 間	自	至	
出席者	発注者				
	受注者				
打合せ内容及び質疑					
特記事項					
総括監督員	主任監督員	監督員	業務代理人	主任技術者	担当技術者
印	印	印	印	印	印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

(様式第23号 追加)

(別記1から別記5 略)

様式第23号(第166条関係)

土地買取調書

郡 町  
市 区  
県 地内

大 字	字 地 番	地 目	地 積 (㎡)		前所有者名	摘 要
			公 簿	実 測		

(別記1から別記5 略)